

土木学会論文集 B2(海岸工学)特集号に掲載される論文の著作権について

平成 27 年より、本特集号の論文投稿・査読システムでは、第二段査読において本論文原稿を投稿する際に、以下に示す著作権に関する規則を承認しなければ論文原稿の投稿ができないこととなりました。すなわち、第二段査読時に本論文原稿を投稿した時点において、その論文が採択され、論文集(J-Stage)への掲載が決まった際には、著者全員に以下の事柄を承諾頂いていると見なされますのでご注意ください。

土木学会論文集 B2(海岸工学)特集号に掲載された著作物の著作権^{注1)}は、土木学会(以下、本会)に帰属(譲渡)する。また、著作者は、同論文原稿の投稿時において、①論文集に掲載される著作物が知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、および②論文集に掲載される著作物が共同著作物である場合には、本論文集への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証^{注2)}する必要がある。なお、著作者人格権の不行使^{注3)}、著作者による著作物の使用^{注4)}等、著作権に関する詳細については、本会が定める「土木学会著作権に関する規則(平成 26 年 9 月 26 日施行)」(以下、「著作権に関する規則」)を参照されたい。

注 1) 「著作権に関する規則」では「著作権財産権」を以下のように定義している。

(定義)

第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(3) 本著作権財産権 本著作物の著作権財産権をいい、著作権法第 21 条(複製権)、第 22 条(上演権及び演奏権)、第 22 条の 2(上映権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 24 条(口述権)、第 25 条(展示権)、第 26 条(頒布権)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等) ーおよび第 28 条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定めるすべての権利を含む

注 2) 「著作権に関する規則」では「著作者による保証」を以下のように定めている。

(著作者による保証等)

第 6 条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、及び②本著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

注 3) 「著作権に関する規則」では「著作者人格権」を以下のように定義している。

(定義)

第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条(公表権)、第 19 条(氏

名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

また「著作権に関する規則」では「著作者人格権の不行使」を以下のように定めている。

(著作者人格権の不行使)

第4条 著作者は、以下の各号に該当する場合、本会が許諾する者に対して著作者人格権を行使しない。

- (1) 出版物の配布および保存の方法の変更等に伴う改変
- (2) 概要または一部分のみを抽出して利用すること等に伴う改変

なお、本会は、本項各号の改変について、本著作者の名誉を損なうことのないよう十分に留意するものとする。

2 前項の規則は、本会及び本会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

注4)「著作権に関する規則」では「著作者による著作物の使用」を以下のように定めている。

(著作者による著作物の使用)

第5条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む。)、本会に申請し、その許諾を得るものとする。申請方法及び許諾方法については、担当委員会ごとに別途定める。

2 本会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。

3 第1項の規則にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、本著作者は、本会に事前に申し出を行い、出典及び本会の著作物であることを明記することとする。

- (1) 著作者が自己の論文集を編纂する場合
- (2) 著作者が自己の論文の一部や抜粋を自己の著作物に利用する場合

4 第1項の規則にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、出典及び本会の著作物であることを明記することとする。

(1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存及び公開を含む。)

- (2) 著作権法第30条から第50条(著作権の制限)において許容された利用
- (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
- (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合